



TADANO



第71回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

目次

第71回 定時株主総会招集ご通知	01
株主総会参考書類	05
事業報告	15
連結計算書類	31
個別計算書類	33
監査報告書	35

証券コード6395
2019年6月3日

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地
株式会社 タダシ
代表取締役社長 多田野 宏一

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、2019年6月24日（月曜日）午後5時25分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

-
- ◎ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tadano.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
 - ① 事業報告 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
 - ② 事業報告 株式会社の支配に関する基本方針
 - ③ 連結計算書類 連結株主資本等変動計算書及び注記
 - ④ 計算書類 株主資本等変動計算書及び注記従って、本招集ご通知の提供書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tadano.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 2019年6月25日(火曜日) 午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

議決権行使期限 2019年6月24日(月曜日) 午後5時25分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使期限 2019年6月24日(月曜日) 午後5時25分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせ下さい。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力下さい。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- また、議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用できませんのでご了承下さい。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2019年6月24日(月曜日)午後5時25分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (ご注意)
- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。
 - ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、株主に対する安定的な利益還元を継続することを基本とし、財務体質の健全性、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案のうえで決定することとしております。

内部留保は、「四拍子そろったメーカー（商品力・製品品質・部品を含めたサービス力・中古車価値）」になるための設備投資・投融資等に充当し、持続的成長と企業価値向上を図ってまいります。

当期の業績及び今後の経営環境を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。存じます。

【期末配当に関する事項】

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 13円

総額 1,646,193,185円

なお、中間配当金13円と合わせ、年間配当金は前期と同額の1株につき26円となります。

3

剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月26日（水曜日）

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため取締役を1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役会は、取締役候補者の選任にあたり、公正性及び透明性の確保に資するため事前に、半数以上が社外取締役・社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役候補者を決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	ただの こう いち 多田野 宏 一 再任	代表取締役社長 企画管理部門・ICT部門・技術研究部門統括	19回/19回 (100%)
2	すず き ただし 鈴木 正 再任	代表取締役副社長 営業統括部門担当、CS部門・国内営業部門・海外事業部門・欧州事業部門・北米事業部門・東南アジア事業部門・中古車事業部門統括	19回/19回 (100%)
3	おく やま たまさ 奥 山 環 再任	取締役執行役員専務 開発部門担当、SVE推進部門・タイ事業部門統括	18回/19回 (95%)
4	にし よういちろう 西 陽一朗 再任	取締役執行役員常務 生産部門・購買部門・品質安全部門・中国事業部門統括	19回/19回 (100%)
5	よし だ やす ゆき 吉 田 康 之 再任 社外 独立役員	取締役	19回/19回 (100%)
6	うじ いえ とし あき 氏 家 俊 明 新任	企画管理部門付顧問	—
7	の ぐち よし のり 野 □ 由 典 新任 社外 独立役員	顧問	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 東京証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

ただのこういち
多田野 宏 一

(1954年7月3日生)

再任

取締役会への出席状況 19回/19回 (100%)

所有する当社株式の数 280,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 丸紅株式会社入社
1988年6月 当社入社
1991年6月 社長室長
1997年1月 ファウンGmbH (現:タダノ・ファウンGmbH) 取締役社長
1997年6月 取締役
1999年4月 取締役、執行役員常務
2001年4月 取締役、執行役員専務
2002年4月 代表取締役、執行役員専務
2003年6月 代表取締役社長
2017年4月 代表取締役社長、企画管理部門・ICT部門・技術研究部門統括 (現任)
(重要な兼職の状況)
一般財団法人多田野奨学会理事長

取締役候補者とした理由

多田野宏一氏は、当社の代表取締役社長に就任以来、それまでの豊富な経験を活かしつつ、経営の中枢において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの長期的成長に力を尽くしてきました。今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

すず き
鈴木

ただし
正 (1953年1月5日生)

再任



取締役会への出席状況 19回/19回 (100%)

所有する当社株式の数 122,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 住友商事株式会社入社
 1997年4月 当社入社
 1997年7月 海外事業部長
 1999年4月 執行役員
 2001年6月 取締役、執行役員
 2002年4月 取締役、執行役員常務
 2003年6月 取締役、執行役員専務
 2015年4月 取締役副社長
 2017年4月 代表取締役副社長、営業統括部門担当、CS部門・国内営業部門・海外事業部門・欧州事業部門・北米事業部門・東南アジア事業部門・中古車事業部門統括(現任)

取締役候補者とした理由

鈴木正氏は、海外事業、営業及びCS部門などの部門統括として幅広い役割を担い、経営戦略全般に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社グループの長期的成長に力を尽くしてきました。今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者としたしました。



候補者番号

3

おく やま
奥 山

たまき
環 (1954年5月10日生)

再任

取締役会への出席状況 18回/19回 (95%)

所有する当社株式の数 80,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2000年10月 設計第一部長
2004年1月 ファウンGmbH (現：タダノ・ファウンGmbH) 取締役
2008年4月 執行役員
2011年4月 執行役員常務
2011年6月 取締役、執行役員常務
2017年4月 取締役、執行役員専務、開発部門担当、SVE推進部門・タイ事業部門統括 (現任)

取締役候補者とした理由

奥山環氏は、生産、品質安全及び開発部門などの部門統括や担当として幅広い役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号

4

にし
西

よう いち ろう
陽一朗

(1956年2月24日生)

再任

取締役会への出席状況 19回/19回 (100%)

所有する当社株式の数 36,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 ヤンマーディーゼル株式会社（現：ヤンマー株式会社）入社
- 2005年4月 同社開発本部トラクタ開発部第1技術部部长
- 2007年1月 ヤンマー農機株式会社（現：ヤンマー株式会社）トラクタ事業本部開発部第3開発グループ部長
- 2008年6月 同社トラクタ事業本部開発部製品技術部長
- 2008年9月 当社入社
- 2009年1月 開発企画部長
- 2009年4月 執行役員
- 2011年4月 執行役員常務
- 2011年6月 取締役、執行役員常務
- 2017年4月 取締役、執行役員常務、生産部門・購買部門・品質安全部門・中国事業部門統括（現任）

取締役候補者とした理由

西陽一朗氏は、開発、生産及び品質安全部門などの部門統括や担当として幅広い役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者としていたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書



候補者番号

5

よし だ やす ゆき
吉 田 康 之

(1947年8月23日生)

再任

社外

独立役員

取締役会への出席状況 19回/19回 (100%)

所有する当社株式の数 20,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月 株式会社三菱総合研究所入社
2002年10月 同社参与
2007年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員
2008年1月 同社常務理事、上席研究員
2008年6月 当社取締役（現任）
2009年3月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長

社外取締役候補者とした理由

吉田康之氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、シンクタンクで培った豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。



候補者番号

6

うじ いえ とし あき
氏 家 俊 明

(1961年8月29日生)

新任

取締役会への出席状況 ー

所有する当社株式の数 11,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 丸紅株式会社入社
1991年10月 MMS Europe GmbH取締役社長
2000年4月 Trax Inc. CEO
2009年4月 丸紅株式会社建設機械部長
2013年4月 同社経営企画部長
2014年4月 同社執行役員
2017年4月 同社常務執行役員
2018年4月 同社常務執行役員、輸送機グループCEO
2019年4月 当社入社企画管理部門付顧問（現任）

取締役候補者とした理由

氏家俊明氏は、丸紅株式会社において長年にわたり建設機械分野に携わってこられ、国内外の建設機械分野の豊富な経験と高い見識を有しており、今後さらに当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書



候補者番号

7

の
野 ぐち よし のり
口 由 典

(1954年9月30日生)

新任

社外

独立役員

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

5,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 日野自動車工業株式会社（現：日野自動車株式会社）入社
2003年6月 日野自動車株式会社業務部部长
2004年6月 同社執行役員業務部部长
2006年6月 日野モータースセールスタイランドLtd.取締役社長
2009年4月 日野自動車株式会社執行役員
2010年6月 同社常務執行役員
2013年4月 日野モータースセールスU.S.A. Inc.取締役社長
2014年4月 日野自動車株式会社専務役員北米事業統括
2018年4月 同社執行役員副社長北米事業統括
2019年4月 当社顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由

野口由典氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、企業経営に関する豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は当社の取引先である日野自動車株式会社の出身ですが、上記独立性判断基準に照らし、直近の3事業年度において、同社との取引の規模は、それぞれの年間連結売上高の1%未満であります。また、2019年4月より当社顧問として同氏から経営上のアドバイスを受けておりますが、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。同氏が取締役に選任された場合は、当社顧問を退任する予定です。

- (注) 1. 取締役候補者 多田野宏一氏は、一般財団法人多田野奨学会の理事長を務めております。当社と一般財団法人多田野奨学会とは、不動産の賃貸借取引を行っております。
その他の取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉田康之、野口由典の両氏は社外取締役の候補者であります。
また、吉田康之氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者 吉田康之氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。また、社外取締役候補者 野口由典氏が原案どおり選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における、社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という）の独立性の判断基準について、社外役員が以下のいずれかの者に該当する場合、一般株主との利益相反が生じるおそれがある、経営陣から著しいコントロールを受ける者、あるいは経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者とみなして、独立性なしと判断します。

1. 当社の大株主または大株主が法人である場合は、当該大株主の業務執行者
※大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。
※業務執行者とは、業務執行取締役だけでなく、執行役、執行役員および使用人も含みます。(以下、同様です。)
2. タダノグループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
※タダノグループを主要な取引先とする者とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%以上の支払をタダノグループから受けている者（法人・団体を含む）をいいます。
3. タダノグループの主要な取引先またはその業務執行者
※主要な取引先とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて当該取引先に対する売上高が、タダノグループの連結売上高の2%以上を占めている取引先をいいます。
4. タダノグループから多額の寄付を受けている者（法人・団体等の場合は理事その他の業務執行者）
※多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
5. タダノグループから役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
※多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
6. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族
 - (1) タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人
 - (2) 過去1年間において、タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
 - (3) 上記1. から5. に該当する者※重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいいます。

注：タダノグループとは、当社およびその連結子会社をいいます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、輸出・生産が弱含み、企業収益は改善に足踏みが見られますが、設備投資は増加、個人消費が持ち直し、景気は緩やかに回復しました。米国経済は回復持続、欧州経済は緩やかに回復、新興国では中国経済に減速が見られました。一方で、米中貿易戦争、英国EU離脱問題、点在する地政学的リスク等もあり、極めて不透明な状況が続いております。

私どもの業界は、日本では、東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要や復旧復興・防災減災・インフラ老朽化対策・民間建設投資等により稼働は堅調に推移しました。大型ラフテレーンクレーンの需要が増加した一方で、ミニラフテレーンクレーンの排ガス規制駆け込み需要の反動減もあり、全体として需要は減少しました。海外では、機種別・地域別にばらつきはあるものの、需要は回復基調となりました。

このような経営環境の中、当社グループは、国内外で引き続き新モデルを投入し、販売価格の維持とストックビジネスに注力しました。加えて、原価低減を推進しました。

また、長期目標である LE(Lifting Equipment)世界 No.1 達成に向け、積極的な投資活動を行っております。

「人と機械が調和し、次世代につながるスマート工場」をコンセプトに、高松市内に建設中の香西工場は、本年8月に稼働開始予定です。

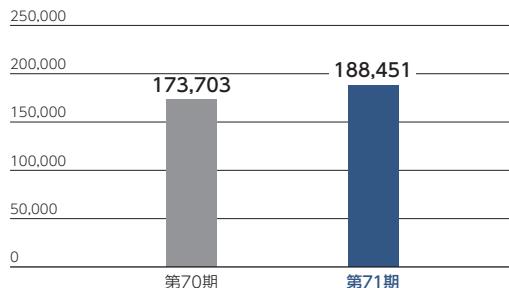
昨年12月、インドEscorts社と、インド市場向け製品の開発・製造・販売を目的として、合併会社(Tadano Escorts India Private Ltd.)を設立しました。インド市場での当社製クレーンの販売拡大のみならず、現地での設計・ものづくりによる競争力強化に取り組んでまいります。

本年2月、米国Terex社と、同社が所有するDemag ブランドのクレーン事業(本拠地ドイツ)の株式取得等に関する契約を締結しました。同事業の買収により、新たにクローラクレーンを当社グループの製品ラインナップに加えるとともに、オールテレーンクレーン事業の更なる拡充を図ることで、幅広いお客様ニーズに対応することが可能になります。なお、買収完了は本年7月を予定しております。

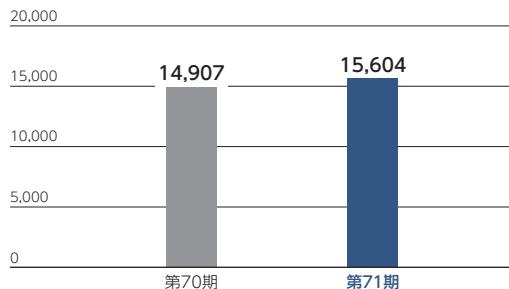
日本向け売上高は、建設用クレーン・車両搭載型クレーンが増加、高所作業車が減少し、970億6千9百万円（前期比99.5%）となりました。海外向け売上高は、中東向け売上は大幅に減少しましたが、中東を除く全ての地域で売上が増加し、913億8千1百万円（前期比120.0%）となりました。この結果、総売上高は1,884億5千1百万円（前期比108.5%）、海外売上高比率は48.5%となりました。

売上は増加しましたが、コストアップや製品構成の変化による売上原価率は悪化、また成長に向けた前向き投資もあり販売費及び一般管理費は増加しました。結果、営業利益は158億3千5百万円（前期比102.1%）、経常利益は156億4百万円（前期比104.7%）となりました。特別利益として6億8千8百万円の投資有価証券売却益を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は114億6千2百万円（前期比122.1%）となりました。

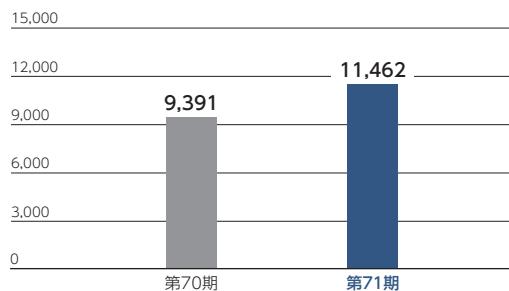
売上高 (百万円)



経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



さて、昨年1月19日に公表しました米国排ガス規制の緩和措置に関する自己申告については、今後、米国当局（環境保護庁・司法省）との協議が進められていく予定です。協議の終了時期は見通せておりませんが、今後、開示が必要な事由が判明しましたら、適時適切に対応いたします。なお、現在は、最も厳しい規制に適合するエンジンを搭載した建設用クレーンのみを販売しており、北米での販売に影響は出ておりません。株主及び関係各位にご心配をおかけしますことをお詫び申し上げます。

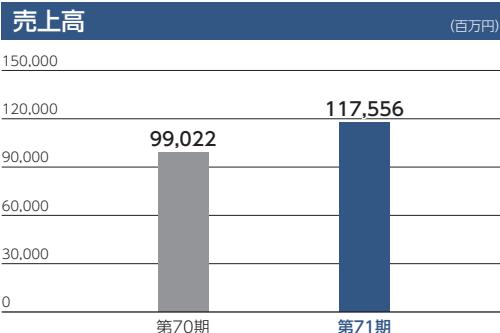
主要品目別の状況は次のとおりです。

■建設用クレーン

日本向け売上は、需要が減少する中、新モデルを中心とした大型機種を増販に取り組み、422億5千万円（前期比110.7%）となりました。

海外向け売上は、中東向け売上は大幅に減少しましたが、中東を除く全ての地域で売上が増加し、753億6百万円（前期比123.8%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は1,175億5千6百万円（前期比118.7%）となりました。

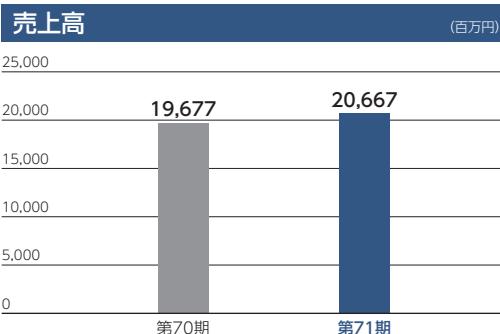


■車両搭載型クレーン

日本向け売上は、安全装置法制化と小型トラックの排ガス規制による駆け込み需要により、186億5千8百万円（前期比103.8%）となりました。

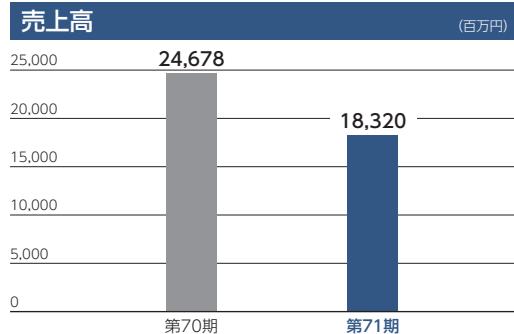
海外向け売上は、東南アジア・中東向け販売体制を強化し、20億8百万円（前期比117.7%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は206億6千7百万円（前期比105.0%）となりました。



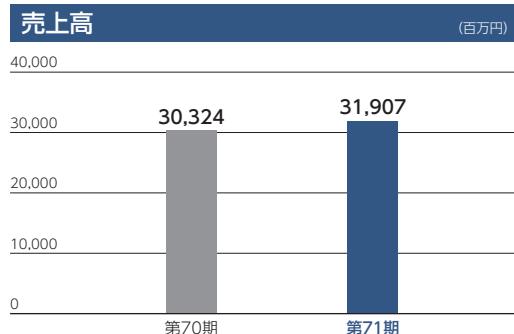
■高所作業車

インフラ点検補修用途のニーズを背景にしたレンタル業界向け売上が一巡、電力電気向け、通信業界向けも売上が減少し、高所作業車の売上高は、183億2千万円（前期比74.2%）となりました。



■その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、319億7百万円（前期比105.2%）となりました。



今後の経済見通しにつきましては、日本では、堅調な雇用環境を背景に個人消費は底堅く推移するものの、輸出低迷や設備投資の伸び鈍化により、力強さに欠ける展開が予想されます。海外では、景気回復が期待される一方、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、点在する地政学的リスク等もあり、引続き不透明な状況が懸念されます。

当社グループを取り巻く市場環境は、日本では、建設用クレーンは高稼働を維持するものの、オペレーター不足もあり需要は横ばい、小型トラック排ガス規制駆け込み需要の反動減により、車両搭載型クレーン・高所作業車は減少を見込んでおります。海外では、機種別・地域別にばらつきはあるものの、引続き回復基調と予想しております。

2017年度をスタートとする「中期経営計画（17-19）」は「『強い会社』に（赤い矢印に集中）」を基本方針として、3つの重点テーマ実現のために、9つの戦略に取り組んでおります。

- ・「強い会社」とは、いかなる外部環境にあらうとも、「利益を出す」・「人を育てる」を每期継続することができる会社です。
- ・当社グループでは、コントロールできない「市場：需要・為替（＝青い矢印）」の中で、事業に対する「自助努力（＝赤い矢印）」に集中し、これに「投資（＝黄色い矢印）」の成果を加えたものが、「業績（＝黒い矢印）」と位置付けております。「中期経営計画（17-19）」では、「強い会社」になるために「赤い矢印」に集中することを基本方針としたものです。
- ・3つの重点テーマ
 - ①更なるグローバル化（ONE TADANO、Wide & Deep）
 - ②耐性アップ（6つの鍵）
 - ③競争力強化（四拍子そろったメーカー）
- ・9つの戦略
 - ①市場ポジションアップ
 - ②商品力強化
 - ③グローバル&フレキシブルものづくりへの取り組み
 - ④感動品質・感動サービスの提供
 - ⑤ライフサイクル価値の向上
 - ⑥ソリューションビジネスへの取り組み
 - ⑦収益力・資産効率のレベルアップ
 - ⑧成長基盤の確立
 - ⑨グループ&グローバル経営基盤の強化

また、当社グループは、「中期経営計画(17-19)」の最終年度である本年8月29日に創業100周年を迎えます。

私たちタダノグループは、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、144億5千8百万円となりました。主なものは、香西工場建設に伴う設備投資114億7千2百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達において特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期 (2016年3月期)	第69期 (2017年3月期)	第70期 (2018年3月期)	第71期(当期) (2019年3月期)
売 上 高	209,426百万円	179,676百万円	173,703百万円	188,451百万円
営 業 利 益	31,062百万円	18,484百万円	15,511百万円	15,835百万円
経 常 利 益	30,680百万円	18,490百万円	14,907百万円	15,604百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	19,621百万円	11,881百万円	9,391百万円	11,462百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	154.93円	93.83円	74.16円	90.52円
純 資 産	134,796百万円	142,549百万円	150,044百万円	155,025百万円
総 資 産	235,302百万円	229,737百万円	245,501百万円	255,793百万円
連 結 子 会 社 数	28社	30社	31社	31社

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当期より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、過去3期の金額は組替後の金額で表示しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、建機事業（建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売）を営んでおります。

区 分	主 な 製 品
建設用クレーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン、軌陸車、伸縮ブーム式クローラクレーン
車両搭載型クレーン	カーゴクレーン、車両運搬車、軌陸車
高所作業車	高所作業車、穴掘建柱車、高架道路・橋梁点検車、軌陸車、照明車
その他	部品、修理、中古車、リフター等

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
タダノ・ファウン GmbH	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
タダノ・アメリカ Corp.	2,500 千米ドル	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
株式会社タダノアイレック	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
株式会社タダノアイメス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売

(注) タダノ・アメリカCorp.の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

(7) 主要な提携の状況

会社名	相手先	国名	提携内容
株式会社タダノ	コベルコ建機株式会社	日本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリア部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買

(8) 主要な営業所及び工場等

区分	名称及び所在地	
当 社	本 社 等	本社：香川県高松市、東京事務所：東京都墨田区
	工 場	高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、多度津工場：香川県多度津町、千葉工場：千葉県千葉市
	研究所・試験場	技術研究所：香川県高松市 三本松試験場：香川県東かがわ市
	支 店 等	北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、北陸支店：富山県富山市、関東支店：埼玉県上尾市、東京支店：東京都墨田区、中部支店：愛知県一宮市、関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 中東事務所：アラブ首長国連邦・ドバイ市 モスクワ事務所：ロシア・モスクワ市
重要な子会社	本社及び工場	タダノ・ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州（本社及び工場） タダノ・アメリカ Corp.：米国・テキサス州（本社） 株式会社タダノアイレック：香川県多度津町（本社及び工場） 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区（本社）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分		従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
日 本		2,241 名	△16 名
欧 州		742	+47
米 州		247	+20
そ の 他		175	+43
合 計		3,405	+94

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,428名	±0名	42.0歳	16.9年

(注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 従業員数には、嘱託100名を含み、出向者136名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高		
	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金	合 計
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,793 百万円	2,635 百万円	7,428 百万円
MUFG Bank (Europe) N.V.	4,381	635	5,016
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	260	1,700	1,960

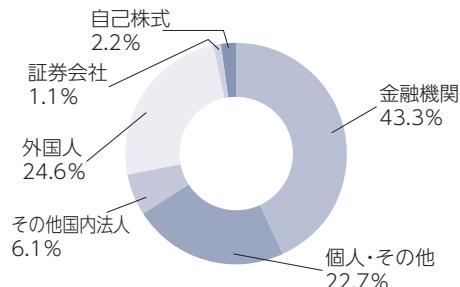
(注) 1. 借入金総額19,558百万円の10%以上の借入先を記載しております。
2. 1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,500,355株
(自己株式2,870,110株含む)
- (3) 株主数 8,547名
- (4) 大株主

(ご参考)

所有者別株式分布状況



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	14,700 千株	11.6 %
日本生命保険相互会社	6,337	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,476	4.3
株式会社みずほ銀行	5,246	4.1
株式会社百十四銀行	5,171	4.0
明治安田生命保険相互会社	4,000	3.1
株式会社三菱UFJ銀行	3,367	2.6
第一生命保険株式会社	3,213	2.5
タダノ取引先持株会	2,924	2.3
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,787	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,870,110株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、全て当該各社の信託業務に係る株式であります。
4. 日本生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口36千株を含んでおります。
5. 第一生命保険株式会社の持株数には、特別勘定口5千株を含んでおります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	多 田 野 宏 一	企画管理部門・ICT部門・技術研究部門統括 一般財団法人多田野奨学会理事長
代表取締役副社長	鈴 木 正	営業統括部門担当、CS部門・国内営業部門・海外事業部門・欧州事業部門・北米事業部門・東南アジア事業部門・中古車事業部門統括
取締役・執行役員専務	奥 山 環	開発部門担当、SVE推進部門・タイ事業部門統括
取締役・執行役員常務	西 陽 一 朗	生産部門・購買部門・品質安全部門・中国事業部門統括
取 締 役	伊 藤 伸 彦	
取 締 役	吉 田 康 之	
常 勤 監 査 役	児 玉 義 人	
常 勤 監 査 役	北 村 明 彦	
常 勤 監 査 役	井 之 川 和 司	
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	弁護士（三宅法律事務所代表）、山洋電気株式会社社外取締役、新電元工業株式会社社外監査役、旭有機材株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち井之川和司、三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 児玉義人氏は、当社企画管理部門担当執行役員常務を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 北村明彦氏は、当社企画管理部門担当執行役員を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査役 三宅雄一郎氏の重要な兼職先である三宅法律事務所に所属する、同氏以外の弁護士より法律上のアドバイスを受けていますが、開示すべき特別な関係はありません。また、山洋電気株式会社、新電元工業株式会社及び旭有機材株式会社と当社との間にも特別な関係はありません。

[ご参考]2019年4月1日現在の取締役及び執行役員・技監の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役社長	多 田 野 宏 一	企画管理部門・ICT部門・技術研究部門統括
代表取締役副社長	鈴 木 正	営業統括部門担当、CS部門・国内営業部門・海外事業部門・欧州事業部門・北米事業部門・東南アジア事業部門・中古車事業部門統括
取締役・執行役員専務	奥 山 環	開発部門担当、SVE推進部門・タイ事業部門統括
取締役・執行役員常務	西 陽 一 朗	生産部門・購買部門・品質安全部門・中国事業部門統括
取 締 役	伊 藤 伸 彦	
取 締 役	吉 田 康 之	
執 行 役 員 常 務	飯 村 慎 一	海外事業部門・北米事業部門・東南アジア事業部門・中古車事業部門担当、営業統括部門担当補佐
執 行 役 員 常 務	高 梨 利 幸	国内営業部門担当、営業統括部門担当補佐、国内営業企画部長
執 行 役 員 常 務	橋 倉 荘 六	企画管理部門・ICT部門担当、コンプライアンス担当
執 行 役 員 常 務	澤 田 憲 一	欧州事業部門担当、タダノ・ファウンGmbH取締役社長
執 行 役 員	程 箭	中国事業部門担当、中国総代表
執 行 役 員	川 本 親	SVE推進部門担当、開発部門担当補佐、株式会社タダノエンジニアリング取締役社長
執 行 役 員	藤 野 博 之	品質安全部門担当
執 行 役 員	高 木 啓 行	購買部門担当
執 行 役 員	多 田 野 有 司	技術研究部門担当
執 行 役 員	池 浦 雅 彦	国内営業部門担当補佐、国内営業企画部部长
執 行 役 員	林 宏 三	東南アジア事業部門担当補佐、タダノ・アジアPte Ltd.取締役社長
執 行 役 員	徳 田 裕 司	CS部門担当
執 行 役 員	五 味 幸 雄	生産部門担当
執 行 役 員	官 野 耕 一	海外事業部門担当補佐
執 行 役 員	イ ン ゴ ・ シ ラ ー	北米事業部門担当補佐、タダノ・アメリカCorp.取締役社長
執 行 役 員	合 田 洋 之	開発部門担当補佐、開発企画部長
技 監	世 俵 秀 樹	LE技術部長
技 監	大 西 和 弘	品質安全部長

(注) 優れた専門性を持ち、多大な貢献が認められ、当社の技術分野を強く牽引できる人財について、執行役員に次ぐ職位として「技監」職を設置しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	310百万円（うち社外取締役 2名 26百万円）
監 査 役	4名	59百万円（うち社外監査役 2名 25百万円）

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）は支払っておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関しては、定款の定めに従い、株主総会の決議によって定められております。なお、2008年6月24日開催の第60回定時株主総会決議により取締役の報酬限度額は年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、監査役の報酬額は年額100百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）となっております。

具体的な取締役及び監査役の報酬の算定につきましては、取締役については役位別月額報酬額に、それぞれの業績等を勘案のうえ算定し、監査役については監査役会にて決定した基準に従い算定しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取 締 役	伊 藤 伸 彦	19回中18回 (95%)	—	企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
取 締 役	吉 田 康 之	19回中19回 (100%)	—	シンクタンクで培った豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	井之川 和 司	19回中19回 (100%)	14回中14回 (100%)	コンプライアンスに関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	19回中19回 (100%)	14回中14回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、適宜発言をしております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	70百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	97百万円

- (注) 1. 監査役会は、当該事業年度の監査計画における監査日数等から見積もられた報酬額につき、過年度実績の評価も踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 重要な子会社のうち、タダノ・ファウンGmbHは、デロイト トウシュGmbH、タダノ・アメリカCorp.は、デロイト トウシュLLPの監査を受けております。

(3) 非監査人業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外のアドバイザー業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに持株比率は、数値未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2019年3月31日現在	2018年3月31日現在		2019年3月31日現在	2018年3月31日現在
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	186,156	188,687	流 動 負 債	71,306	70,334
現金及び預金	65,952	86,854	支払手形及び買掛金	32,877	28,310
受取手形及び売掛金	46,699	41,996	電子記録債務	8,914	8,417
電子記録債権	4,137	3,505	短期借入金	10,638	18,604
商品及び製品	28,358	23,232	リース債務	222	215
仕掛品	20,400	21,682	未払金	6,349	4,532
原材料及び貯蔵品	13,997	9,637	未払法人税等	3,826	3,517
その他	6,746	2,100	製品保証引当金	1,719	1,641
貸倒引当金	△136	△321	債務保証損失引当金	—	0
固 定 資 産	69,637	56,814	未經過割賦販売利益	41	159
有形固定資産	52,597	41,747	その他	6,714	4,937
建物及び構築物	11,964	12,279	固 定 負 債	29,461	25,122
機械装置及び運搬具	2,925	2,798	社債	10,000	10,000
土地	23,056	23,025	長期借入金	8,920	4,559
リース資産	558	538	リース債務	383	372
建設仮勘定	12,528	1,262	繰延税金負債	91	91
その他	1,563	1,842	再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
無形固定資産	1,703	1,187	退職給付に係る負債	7,317	7,360
投資その他の資産	15,336	13,879	その他	639	629
投資有価証券	7,675	7,209	負債合計	100,768	95,457
繰延税金資産	7,036	6,088	純 資 産 の 部		
その他	1,618	1,858	株 主 資 本	156,011	147,841
貸倒引当金	△994	△1,277	資本金	13,021	13,021
資産合計	255,793	245,501	資本剰余金	16,853	16,853
			利益剰余金	128,776	120,606
			自己株式	△2,640	△2,639
			その他の包括利益累計額	△2,035	1,615
			その他有価証券評価差額金	△609	1,622
			繰延ヘッジ損益	△0	—
			土地再評価差額金	1,270	1,270
			為替換算調整勘定	△2,139	△585
			退職給付に係る調整累計額	△556	△693
			非支配株主持分	1,049	587
			純資産合計	155,025	150,044
			負債純資産合計	255,793	245,501

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2018年4月1日から2019年3月31日まで	2017年4月1日から2018年3月31日まで
売 上 高	188,451	173,703
売 上 原 価	137,579	126,366
割賦販売利益繰延前売上総利益	50,872	47,337
未経過割賦販売利益戻入	156	110
未経過割賦販売利益繰入	39	117
売 上 総 利 益	50,989	47,330
販売費及び一般管理費	35,153	31,818
営 業 利 益	15,835	15,511
営 業 外 収 益	537	497
受取利息	86	84
受取配当金	167	134
雑収益	283	278
営 業 外 費 用	768	1,102
支払利息	370	452
為替差損	269	439
雑損失	128	209
経 常 利 益	15,604	14,907
特 別 利 益	700	36
固定資産売却益	12	6
投資有価証券売却益	688	0
関係会社清算益	—	30
特 別 損 失	86	268
固定資産除売却損	42	41
減損損失	44	—
関係会社出資金評価損	—	87
関係会社貸倒引当金繰入	—	139
税金等調整前当期純利益	16,218	14,676
法人税、住民税及び事業税	4,761	5,246
法人税等調整額	△32	△3
当期純利益	11,490	9,432
非支配株主に帰属する当期純利益	27	41
親会社株主に帰属する当期純利益	11,462	9,391

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2019年3月31日現在	2018年3月31日現在		2019年3月31日現在	2018年3月31日現在
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	146,000	143,932	流 動 負 債	65,012	60,899
現金及び預金	50,375	68,071	支払手形	2,950	2,735
受取手形	9,256	9,851	電子記録債務	8,914	8,417
電子記録債権	4,046	3,466	買掛金	29,436	23,631
売掛金	40,472	34,594	短期借入金	9,740	10,022
商品及び製品	17,270	15,038	一年内に返済すべき長期借入金	1,760	6,800
仕掛品	6,956	6,925	リース債務	201	189
原材料及び貯蔵品	5,834	4,746	未払金	5,395	3,721
未収入金	2,209	696	未払費用	1,573	1,586
その他	9,654	596	未払法人税等	3,233	2,543
貸倒引当金	△76	△54	未払消費税等	8	7
固 定 資 産	80,102	66,568	製品保証引当金	876	786
有形固定資産	41,607	30,502	債務保証損失引当金	-	0
建物	7,052	7,182	未經過割賦販売利益	41	159
構築物	1,154	925	その他	878	297
機械及び装置	1,819	1,786	固 定 負 債	25,953	21,264
車両運搬具	104	69	社債	10,000	10,000
工具器具及び備品	407	539	長期借入金	7,650	3,210
土地	18,452	18,356	リース債務	333	316
リース資産	500	473	再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
建設仮勘定	12,116	1,168	退職給付引当金	5,268	5,048
無形固定資産	710	632	長期未払金	54	54
特許権等	208	188	その他	538	526
借地権	29	29	負債合計	90,966	82,163
ソフトウェア	117	118	純 資 産 の 部		
リース資産	-	1	株 主 資 本	134,474	125,443
その他	355	294	資本金	13,021	13,021
投資その他の資産	37,784	35,433	資本剰余金	16,956	16,956
投資有価証券	7,623	7,157	資本準備金	16,913	16,913
関係会社株式	13,282	12,736	その他資本剰余金	43	43
出資金	0	4	利益剰余金	107,136	98,105
関係会社出資金	11,434	11,434	利益準備金	2,409	2,409
長期滞留営業債権	425	561	その他利益剰余金	104,727	95,696
繰延税金資産	5,026	3,719	固定資産圧縮積立金	784	788
その他	406	342	別途積立金	27,060	27,060
貸倒引当金	△416	△522	繰越利益剰余金	76,883	67,847
資産合計	226,102	210,500	自己株式	△2,640	△2,639
			評価・換算差額等	661	2,893
			その他有価証券評価差額金	△609	1,622
			繰延ヘッジ損益	△0	-
			土地再評価差額金	1,270	1,270
			純資産合計	135,136	128,337
			負債純資産合計	226,102	210,500

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2018年4月1日から2019年3月31日まで	2017年4月1日から2018年3月31日まで
売 上 高	144,825	133,942
売 上 原 価	104,391	96,460
割賦販売利益繰延前売上総利益	40,434	37,481
未経過割賦販売利益戻入	156	110
未経過割賦販売利益繰入	39	117
売 上 総 利 益	40,551	37,474
販売費及び一般管理費	25,920	23,887
営 業 利 益	14,630	13,587
営 業 外 収 益	1,670	1,188
受取利息	73	47
受取配当金	1,411	968
雑収益	185	172
営 業 外 費 用	477	715
支払利息	156	203
社債利息	96	96
為替差損	135	223
売上債権売却損	3	72
雑損失	85	120
経 常 利 益	15,824	14,059
特 別 利 益	694	5
固定資産売却益	5	4
投資有価証券売却益	688	0
特 別 損 失	96	259
固定資産除売却損	9	32
関係会社株式評価損	87	—
関係会社出資金評価損	—	87
関係会社清算損	—	0
関係会社貸倒引当金繰入	—	139
税引前当期純利益	16,421	13,805
法人税、住民税及び事業税	4,460	4,131
法人税等調整額	△363	96
当 期 純 利 益	12,324	9,577

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項「連結貸借対照表関係に関する注記 3.偶発債務」に記載されているとおり、厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、会社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米国子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告した。今後、米国当局（環境保護庁・司法省）との協議が進められていく予定で、協議の終了時期は見通せていない。当事実が今後の会社グループの財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、連結計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 慶太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項「貸借対照表関係に関する注記 4.偶発債務」に記載されているとおり、厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、会社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告した。今後、米国当局（環境保護庁・司法省）との協議が進められていく予定で、協議の終了時期は見通せていない。当事実が今後の会社の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、計算書類等には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ なお、事業報告に記載の、米国排ガス規制の緩和措置に関する自己申告についての対応は、監査役会として引き続き監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社 タダノ 監査役会

常勤監査役	児 玉 義 人	Ⓔ
常勤監査役	北 村 明 彦	Ⓔ
常勤監査役	井 之 川 和 司	Ⓔ
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	Ⓔ

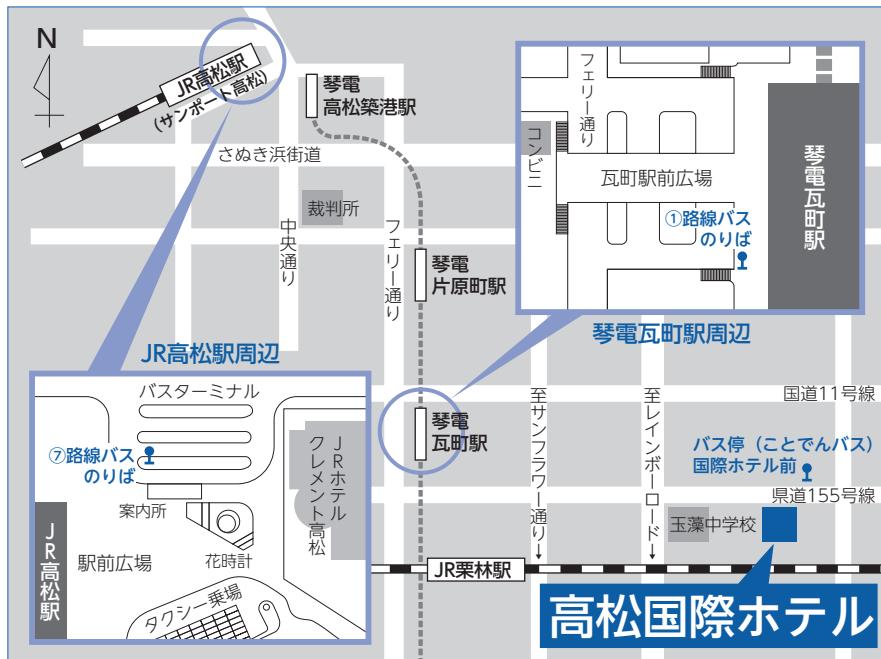
(注) 常勤監査役 井之川和司、監査役 三宅雄一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メモ欄

第71回定時株主総会会場ご案内図

会場：香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間



ご参考 (交通手段)

●ことのでん路線バス

(庵治線 / 大学病院線 国際ホテル前下車)

JR高松駅前⑦のりば	発車時刻	午前 8 時46分	午前 8 時54分
琴電瓦町駅①のりば	発車時刻	午前 8 時57分	午前 9 時 6分

●タクシー

JR高松駅から15分 琴電瓦町駅から10分

●高松国際ホテルには、駐車場もございます。



TADANO

株式会社 タダノ

香川県高松市新田町甲34番地

<http://www.tadano.co.jp/>

